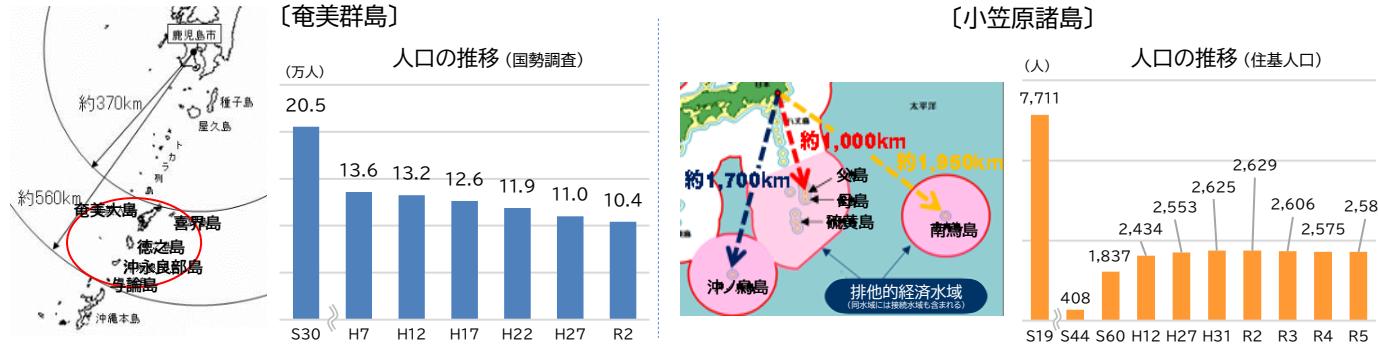


● 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和6年法律第6号）概要

背景・必要性

- ◆ 奄美群島・小笠原諸島は、戦後、米軍の軍政下に置かれ、日本復帰以降、特別措置法(時限法)を設けて、社会资本整備や産業振興を促進。
- ◆ 奄美群島は日本復帰から70年、小笠原諸島は55年を迎えたが、地理的条件や厳しい自然条件等から、現在も経済面・生活面で本土との格差が存在。
- ◆ 特に、今後も地域社会を維持するためには、移住・定住の促進が必要であるが、住宅の確保等が課題となっており、受け入れ体制の整備が重要。

➡ 令和5年度末で期限を迎える特別措置法を延長し、国による支援を継続することが必要。



法律の概要

1. 法期限の延長

- ◆ 法律の有効期限を令和10年度末(R11.3.31)まで延長(5年間の延長) [奄美法・小笠原法]

2. 地方への人の流れの創出

- ◆ 目的規定等に「移住の促進」を追加、「移住の促進」に関する配慮規定を新設 [奄美法・小笠原法]
 - ⇒ 空き家改修等による移住者向けの住宅整備等を支援 [奄美]
 - ⇒ 土地利用計画の見直しによる住宅用地の確保を推進 [小笠原]

【移住の促進】



- 奄美群島では、農業や介護などのマルチワークによる移住者のなりわい確保が進んでいる。
- 他方、移住者の住宅確保が課題であり、空き家を移住者に貸し出す取組が進みつつある。



- 小笠原諸島では、環境保護をなりわいとする若者など若年層の移住が進んでいる。
- 他方、住宅用地確保が課題であり、法に基づく土地利用計画の見直しに取り組む。

3. 沖縄との連携強化

- ◆ 基本理念に「沖縄との連携」を追加 [奄美法]
 - ⇒ 世界自然遺産への一体としての登録(令和3年)を契機とした沖縄との人流・物流の活性化を支援



【沖縄への移出事例】

- 水産物について、沖縄の企業と直接契約することで、本土向けよりも、沖縄に向けた移出が増加している。

4. 新たな課題等への対応

- ◆ 配慮規定に「遠隔教育」、「先端的な情報通信技術の活用」を追加 [奄美法・小笠原法]
 - その他、遠隔医療や防災対策等を含め配慮規定を充実 [奄美法・小笠原法]
- ◆ (独)奄美群島振興開発基金の業務について、現行の債務保証・融資業務に加え、事業者への「コンサルティング業務」を追加 [奄美法]

【目標・効果】

奄美群島及び小笠原諸島の自立的発展及び移住・定住の促進

(KPI) ○ 奄美群島における移住者数 : R4年度 1,787人 → R10年度 3,000人

○ 小笠原諸島における移住者数 : R4年度 330人 → R10年度 350人